

交通量等調査業務委託 特記仕様書

(適用)

第1条 本仕様書は、相模原市（以下「発注者」という。）が実施する「交通量等調査業務委託」（以下「本業務」という。）に適用し、土木設計業務等共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）に記載のない事項及び補足する事項について記載する。

(目的)

第2条 本業務は、相模原市内の道路の交通量等を調査し、市内の交通状況の変化を詳細に把握するとともに、道路改良事業の整備効果等の算出や、道路維持管理の基礎資料にすることを目的とする。

(業務対象箇所)

第3条 本業務は、別添位置図に示す27箇所を対象とする。

(提出書類)

第4条 受注者は、共通仕様書第10条に基づき関係書類を発注者に提出し、承認を受けなければならない。

- ・ 管理技術者届及び経歴書
- ・ 担当技術者届
- ・ 業務計画書（業務工程表を含む）
- ・ テクリスへの業務実績情報の登録申請
- ・ 履行状況報告書
- ・ 業務完了届
- ・ その他必要書類

(業務内容)

第5条 本業務の内容は、下記のとおりとする。

(1) 計画準備

受注者は、共通仕様書第12条に基づき業務計画書を作成し、監督員に提出する。なお、業務計画書には、共通仕様書に定める事項のほか、調査位置、調査期間の設定、調査員の配置計画等についても記載する。

(2) 現地踏査

受注者は、調査地点を事前に踏査し、調査に支障のない安全な観測場所を設定すると

ともに、調査が適切に実施できるよう現地を把握する。また、調査員の配置を円滑に行うため、周辺交通網の渋滞や混雑等を考慮した移動手段も併せて検討する。

(3) 諸官庁への手続き

受注者は、各調査地点の道路使用許可を所轄警察署に申請する。また、調査日当日は道路使用許可書を携帯する。なお、別添位置図に示す地点のうち、No. 27については、民地にて調査を実施することから、道路使用許可を申請する必要はない。

(4) 調査準備・跡片付け

受注者は、あらかじめ調査員へ本業務の概要、調査方法等を説明する。また、交通量等調査に必要な車両、資材、工具、備品等の積み下ろし、その他一連の作業を含む出発前の準備及び調査終了後の跡片付けを実施する。

(5) 交通量等調査

本仕様書第3条に規定する箇所の調査を実施する。調査項目、日時及び方法は下記のとおりとする。

ア 調査項目

調査項目は、自動車類（乗用車、バス、小型貨物車、普通貨物車及び原動機付自転車を含む自動二輪車）の交通量、自転車・歩行者（原動機付自転車を除く自転車及び歩行者）の交通量、自動車類の渋滞長（1回の青信号で捌けず滞留した車列の長さ）、滞留長（赤信号から青信号に変わった瞬間に滞留した車列の長さ）及び通過時間（渋滞長観測時に最後尾を走行していた車両が交差点を通過するまでに要する時間）とする。

調査地点ごとの調査項目、観測方向等は別図1～14を想定するが、現地踏査等の結果を踏まえ、発注者と協議の上で決定するものとする。

イ 調査日時

調査日時は原則として、休日、祝日及び五十日（5日、10日、15日、20日、25日、30日又は月末日）を除く、火曜日又は木曜日の7時から19時までの12時間とする。ただし、別添位置図に示す地点のうち、No. 2については、日曜日に調査を実施するものとする。また、No. 11及びNo. 25については、10月上旬に調査を実施するものとする。

なお、台風等の異常気象の場合や、その他通常と異なる交通状態が予想される日の調査は避けるものとする。

ウ 調査方法

自動車類の交通量は、通行車を別表1に従って分類・区分し、1時間ごとに方向別・分類別で観測する。

渋滞長、滞留長及び通過時間については、10分ごとに観測する。

自転車・歩行者の交通量は、歩道部と車道部のそれぞれについて、1時間ごとに分類（自転車・歩行者）で観測する。なお、交差点及び歩道のない単路に該当する調査地点については、歩道部と車道部を区別する必要はない。

また、調査にあたっては道路上での観測を基本とし、業務報告書の基となる観測野帳の作成、交通状況等の確認を行うとともに、写真撮影にはデジタルカメラを使用する。

（６）結果の整理

交通量調査については、方向別・分類別で1時間ごとの観測結果をとりまとめた集計表、時間変動図及び方向別の交通量をとりまとめた流動図を作成する。また、渋滞長等の調査については、方向別に10分ごとの観測結果をとりまとめた集計表及び時間変動図を作成する。

（７）報告書作成

業務概要、調査結果等を取りまとめた報告書を作成する。報告書には、下記の事項を記載すること。

ア 業務概要

調査目的、調査地点、調査日時及び調査内容を記載すること。

イ 調査地点案内図

別図15に示すように、調査地点ごとに、下記の内容を掲載した調査地点案内図を作成すること。

- ・ 調査地点名
- ・ 調査地点住所
- ・ 任意の地図上に自動車類交通量、自転車・歩行者交通量、渋滞長等の観測方向を矢印等で示した図面（以下「方向案内図」という。）
- ・ 縮尺2万5千分の1程度の地図上に該当箇所の位置を示した図面
- ・ その他必要と思われる情報

ウ 調査結果

調査地点ごとに、下記に示すもののうち、調査を実施した項目についてとりまとめること。

（ア）自動車類交通量集計表

観測断面ごとに、進行方向別、流入計、流出計及び流出入計（断面計）の交通量をそれぞれ集計すること。

（イ）自動車類交通量時間変動図

観測断面ごとに、流入計、流出計及び流出入計（断面計）の変動図をそれぞれ作成すること。

(ウ) 自動車類交通流動図

1 2 時間交通量に対する流動図と、ピーク時（全進行方向を合算した自動車類交通量が最も多い1時間）に対する流動図をそれぞれ作成すること。

(エ) 自転車・歩行者交通量集計表

観測断面ごとに、方向別及び断面計の交通量をそれぞれ集計すること。

(オ) 自転車・歩行者交通量時間変動図

観測断面ごとに、方向別及び断面計の変動図をそれぞれ作成すること。

(カ) 自転車・歩行者交通流動図

1 2 時間交通量に対する流動図と、ピーク時（全進行方向を合算した自転車・歩行者交通量が最も多い1時間）に対する流動図をそれぞれ作成すること。

(キ) 渋滞長等集計表

観測方向ごとに、渋滞長、滞留長及び通過時間をそれぞれ集計すること。また、渋滞長が生じた時間帯については、渋滞の発生要因を記載すること。

(ク) 渋滞長等時間変動図

観測方向ごとに、渋滞長、滞留長及び通過時間の変動図をそれぞれ作成すること。

エ 調査状況写真

調査地点ごとに、調査地点名、調査年月日、調査時間等の情報及び方向案内図を記載の上、調査状況の写真を掲載すること。

(8) 協議打合せ

本業務に関する発注者との打合せは、発注者の所在地又は監督員が指定する場所で原則対面協議により行う。実施時期は、業務着手時1回、中間時1回及び成果品納入時1回の計3回を基本とする。なお、中間時打合せは発注者又は受注者が必要と判断した場合において随時実施するものとし、特に軽微なものについては、Web 会議形式により実施することも可能とするが、Web 会議とした場合の必要経費（受注者側で用意するインターネット回線やパソコン、カメラ及びマイク等の機材）については受注者の負担とする。

(成果品)

第6条 共通仕様書第17条に基づく成果品は、下記のとおりとする。

- ・ 観測野帳 1冊
- ・ 業務報告書 1冊
- ・ 報告書の電子データ 1式

2 受注者は、発注者の指示により成果品を整理した上で納品し、電子データの拡張子や

提出媒体は別途協議するものとする。

- 3 電子データには、報告書、交通量等調査の集計を行うために使用した表計算等のデータのほか、監督員から別途作成を指示したデータも併せて格納する。
- 4 成果品は全て発注者の所有とし、その著作権は全て発注者に帰属するものとする。
- 5 受注者は、発注者の承認を受けずに成果品を他に公表、貸与、使用等をしてはならない。

(発注者が貸与する資料等)

第7条 発注者から資料や電子データの貸与を受けた場合は、貸与を受けた資料等の品目、数量を明記した借用書を発注者に提出し、貸与品の使用及び保管に注意すること。また、貸与品は業務終了時に必ず返却し、使用した電子データは消去すること。

(調査員への周知)

第8条 受注者は、本業務に従事する調査員に対し、本仕様書第5条に規定する業務内容等の本業務に関することについて、調査実施時に遺漏のないよう、事前に周知徹底を図る。

(現地調査作業時における市民等への対応)

第9条 受注者は、現地調査作業において、下記の事項に十分留意し、市民及び周辺住民に適時、適切な対応に努めなければならない。

- ・ 住民等への挨拶を欠かさないとともに、交通誘導方法、現場状況等を把握し、歩行者や車両の安全な通行に配慮すること。
- ・ 調査作業に伴う車両の駐車に当たっては、交通法規を遵守すること。
- ・ 調査作業中の飲食、喫煙及び休憩に当たっては、周辺住民に不快な感情を抱かせることのないよう適切に行うこと。

(通則)

第10条 受注者は、主要な作業の進捗状況を遅滞なく発注者に報告しなければならない。

- 2 本業務のために使用する器具、消耗品その他雑品等は、全て受注者の負担とする。
- 3 本仕様書について、発注者と受注者の相互間に疑義が生じたとき又は本仕様書に定めのない事項については、その都度発注者と受注者が協議の上、定めるものとする。

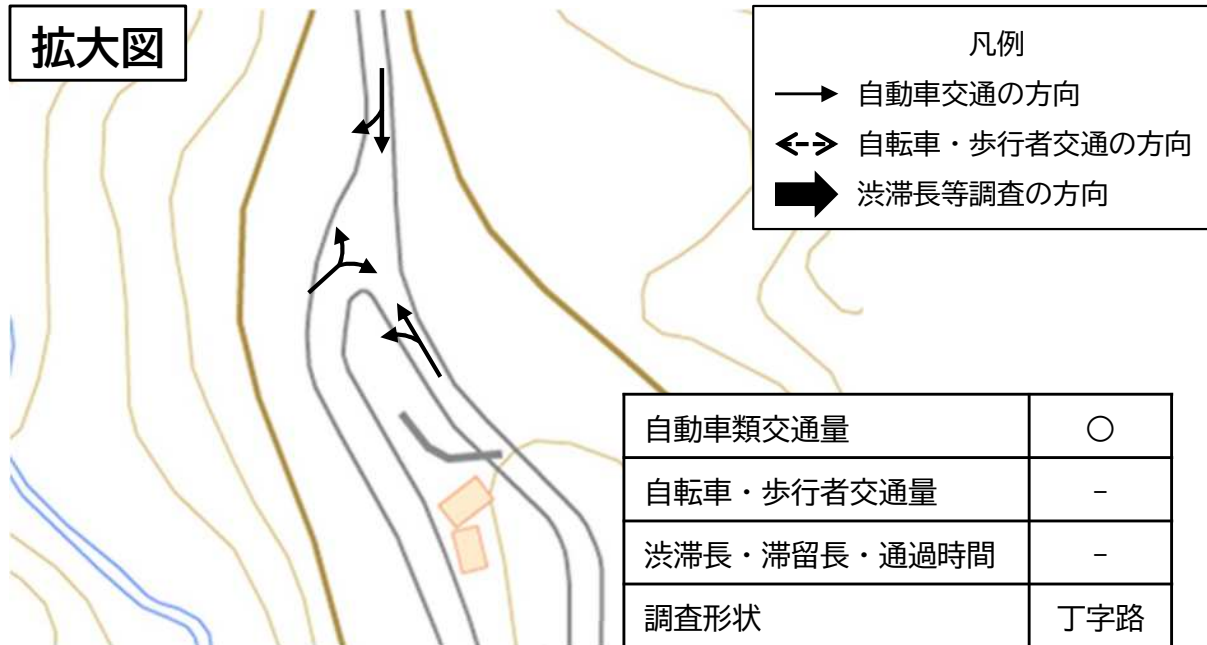
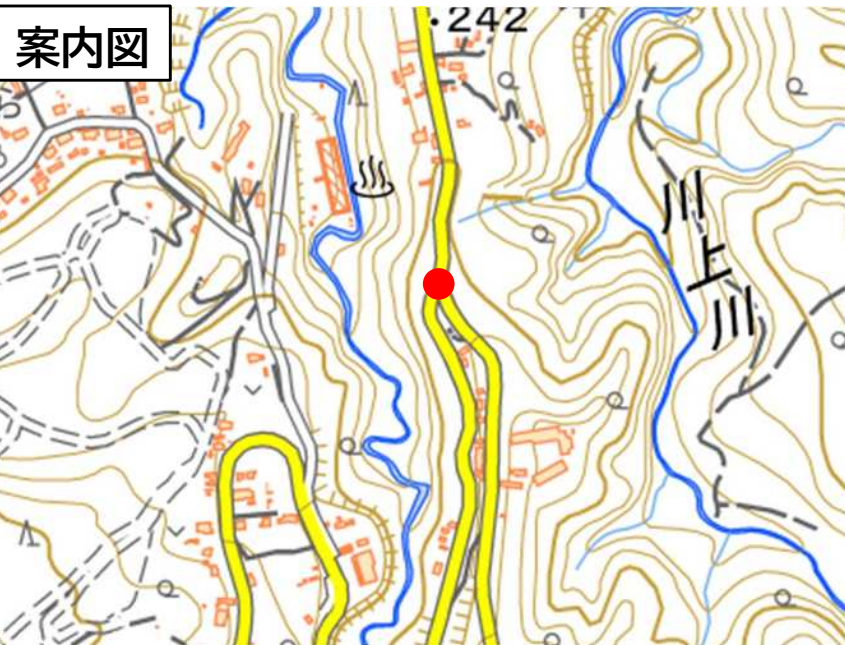
以 上

別表 1（第 5 条（5）ウ関係）

区 分	分 類	内 容
小型車	乗用車	5 ナンバー（黄と黒のプレート）
		3, 8 ナンバー（小型プレート）
		3, 5, 7 ナンバー
	小型貨物車	4 ナンバー（黄と黒のプレート）
		3, 6 ナンバー（小型プレート）
		4, 6 ナンバー
大型車	バス	2 ナンバー
	普通貨物車	1 ナンバー
		8, 9, 0 ナンバー
二輪車		原動機付自転車を含む自動二輪車

※外交官用車両（外交団用、領事団用、代表部用）、在日米軍用車両、自衛隊用車両、臨時運行車両、回送運行車両等独自の番号を付しているものは、それぞれの形状、寸法に応じて車種を想定し、自動車類に含めて観測する。

No.1 (交) 賽の神 (緑区牧野4715-1地先)



No.2 (単) 北岸林道 (緑区鳥屋1669地先)



No.3 (交) 金原準工前バス停付近(緑区根小屋1929-1地先)

案内図



拡大図



凡例	
→	自動車交通の方向
↔	自転車・歩行者交通の方向
➡	渋滞長等調査の方向

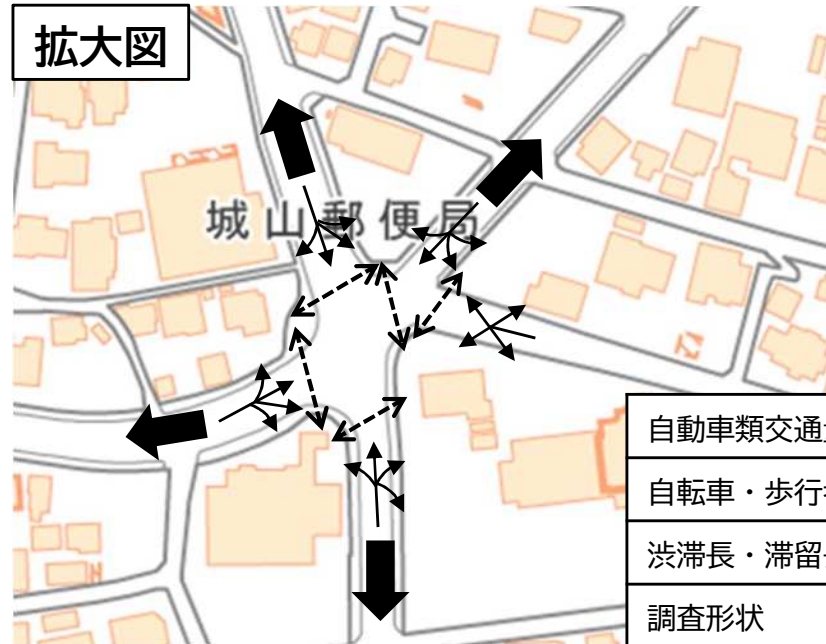
自動車類交通量	○
自転車・歩行者交通量	○
渋滞長・滞留長・通過時間	-
調査形状	丁字路

No.4 (交) 川尻

案内図

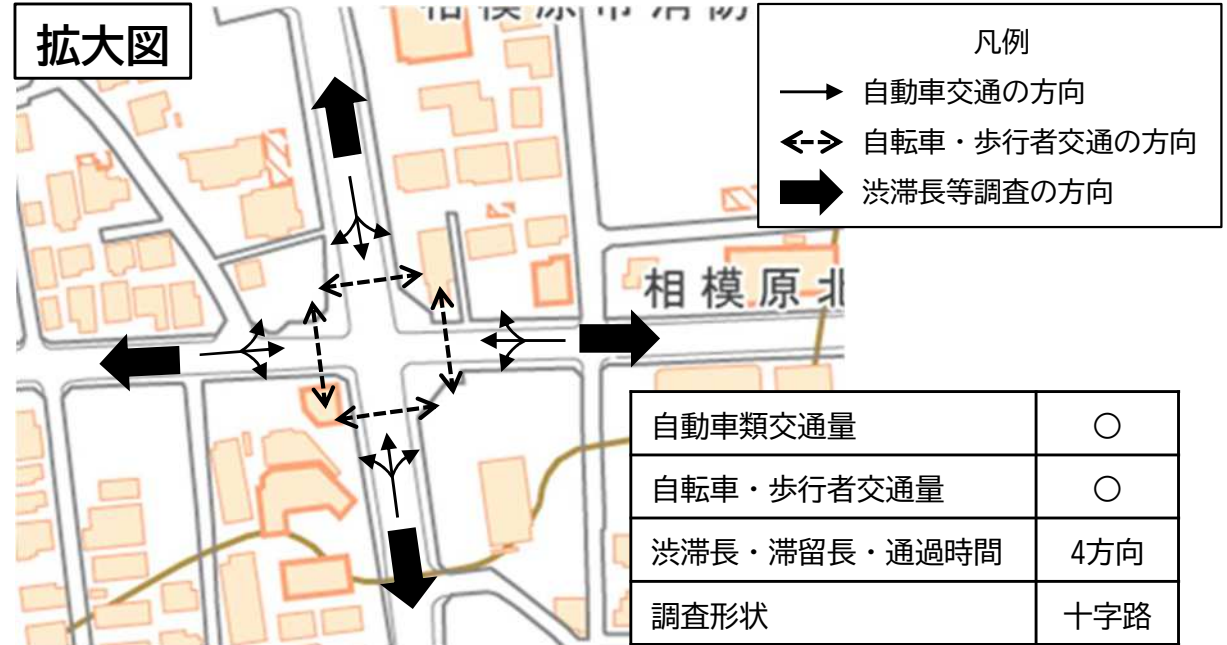
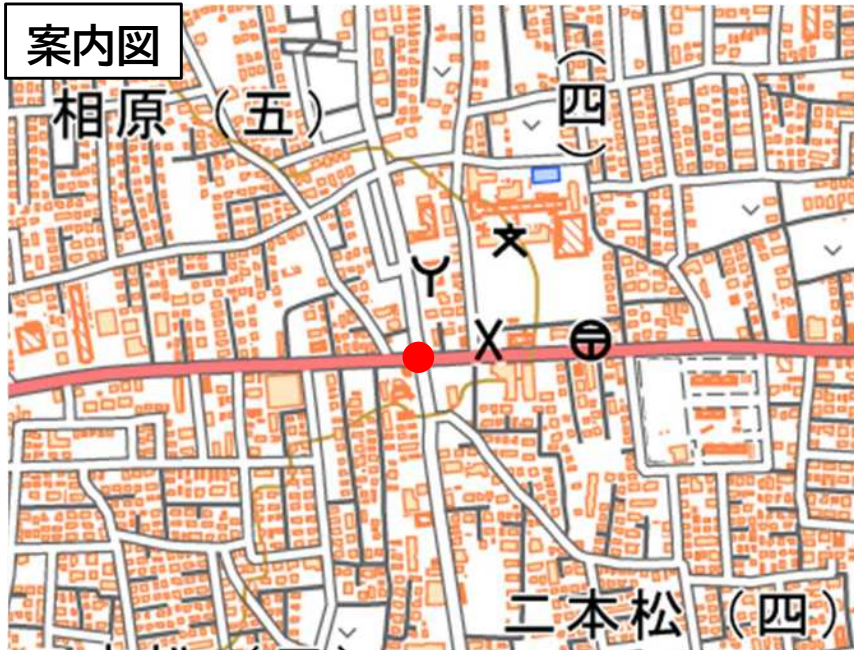


拡大図

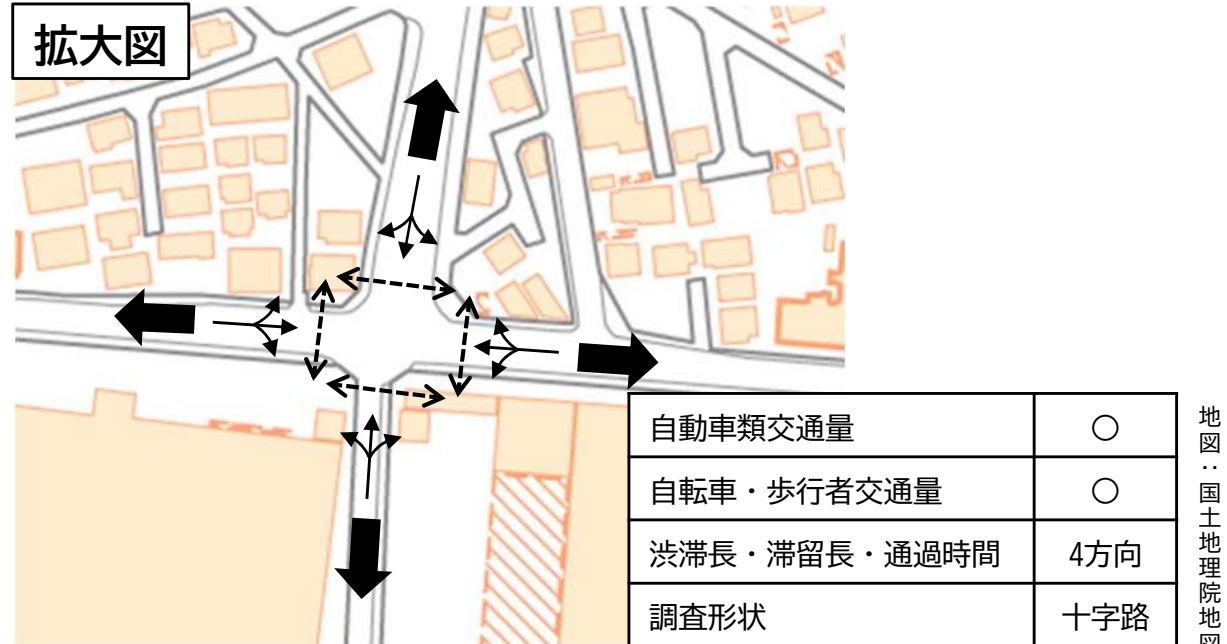


自動車類交通量	○
自転車・歩行者交通量	○
渋滞長・滞留長・通過時間	4方向
調査形状	五差路

No.5 (交) 二本松

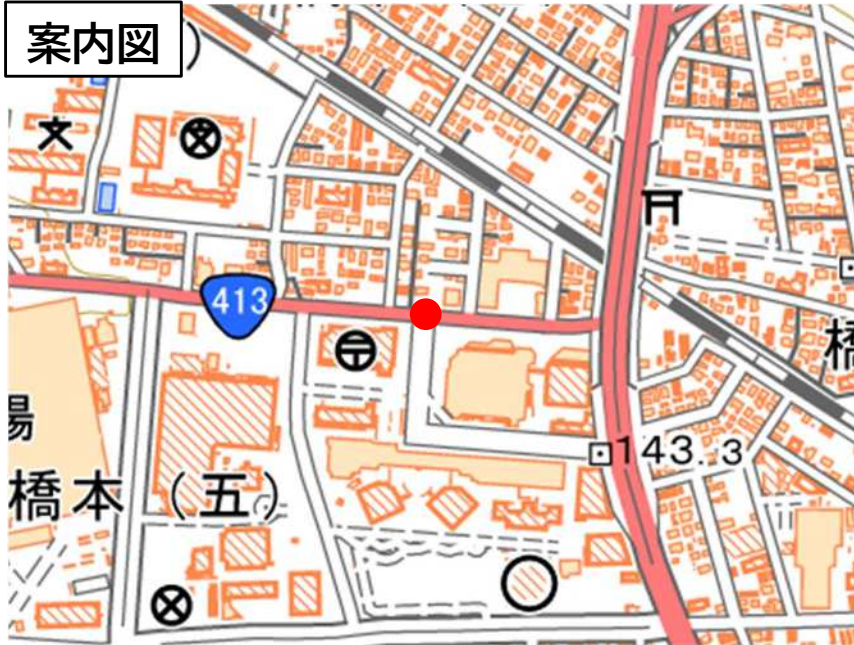


No.6 (交) 相原台



No.7 (交) 橋本郵便局前

案内図

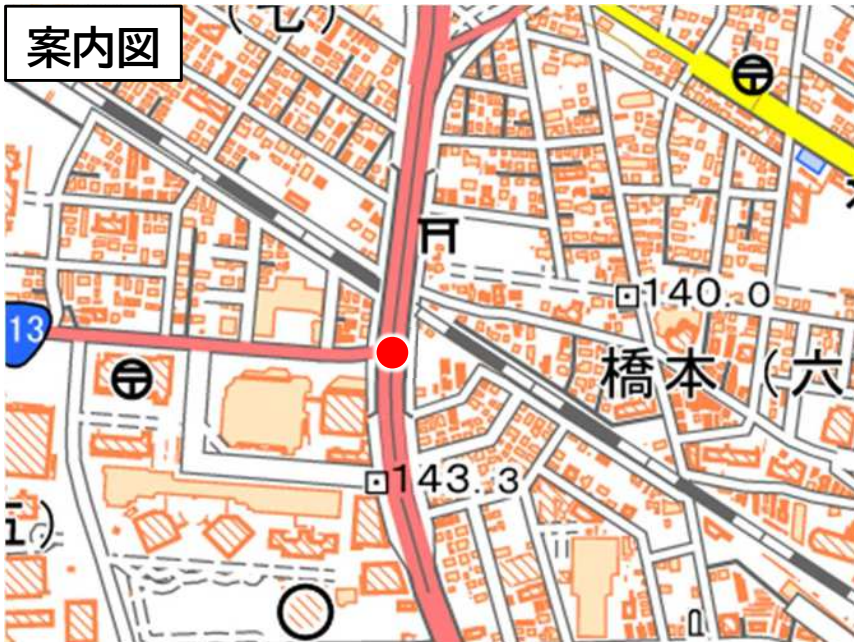


拡大図

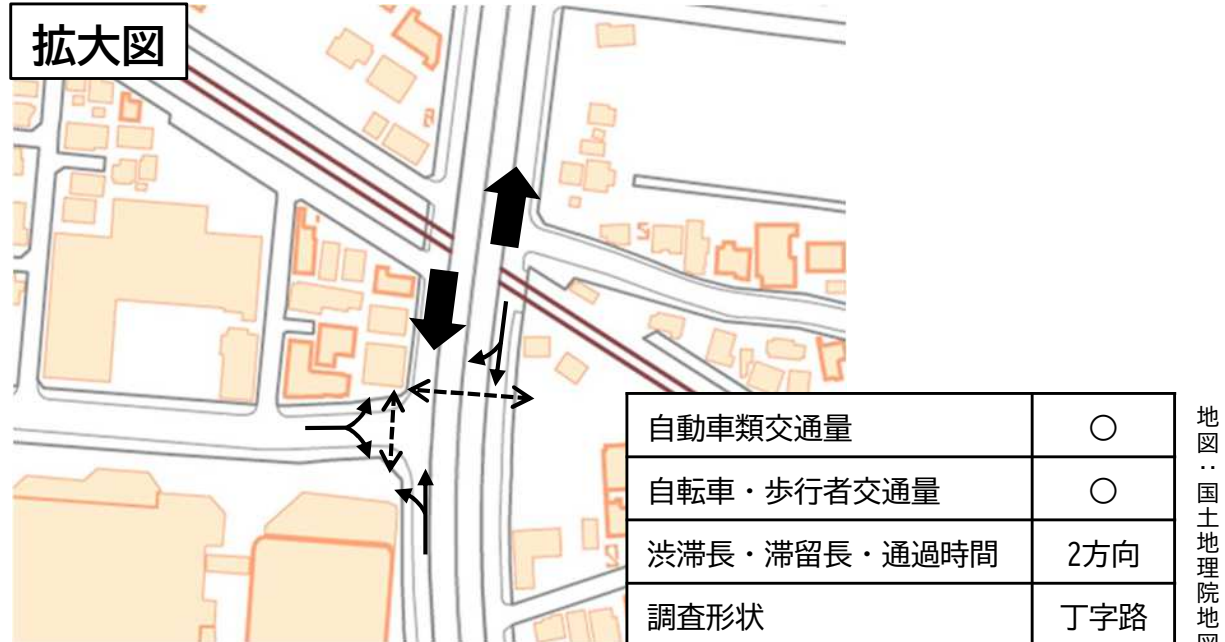


No.8 (交) 橋本陸橋下 (緑区橋本8丁目258-7地先)

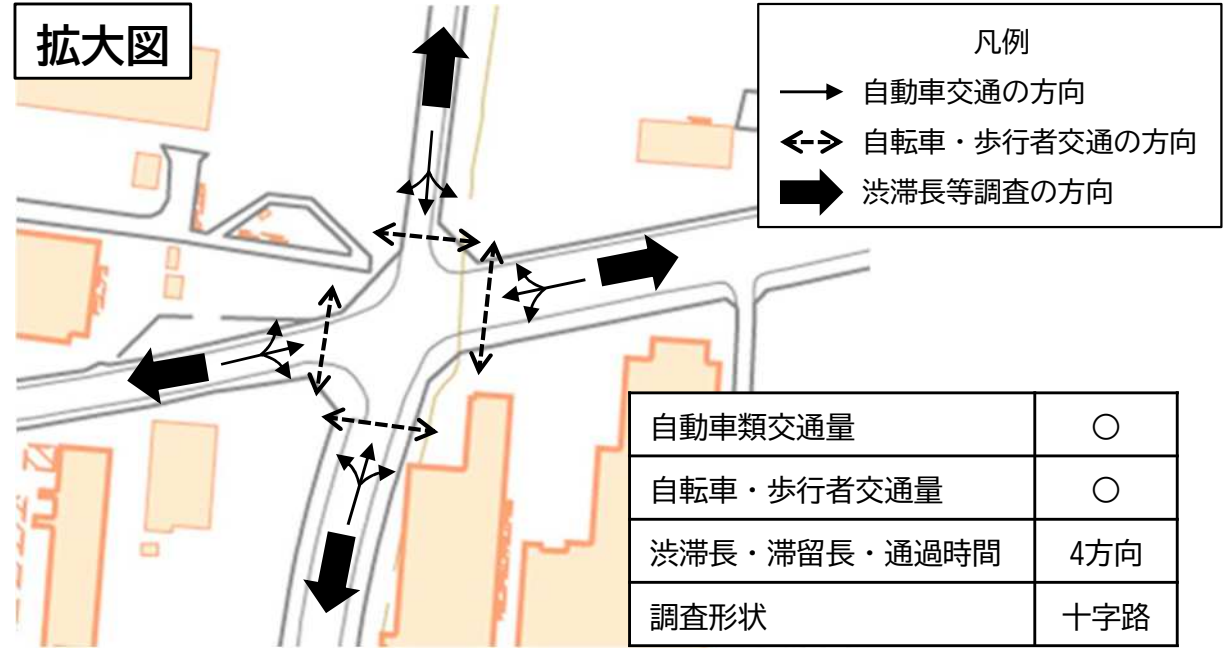
案内図



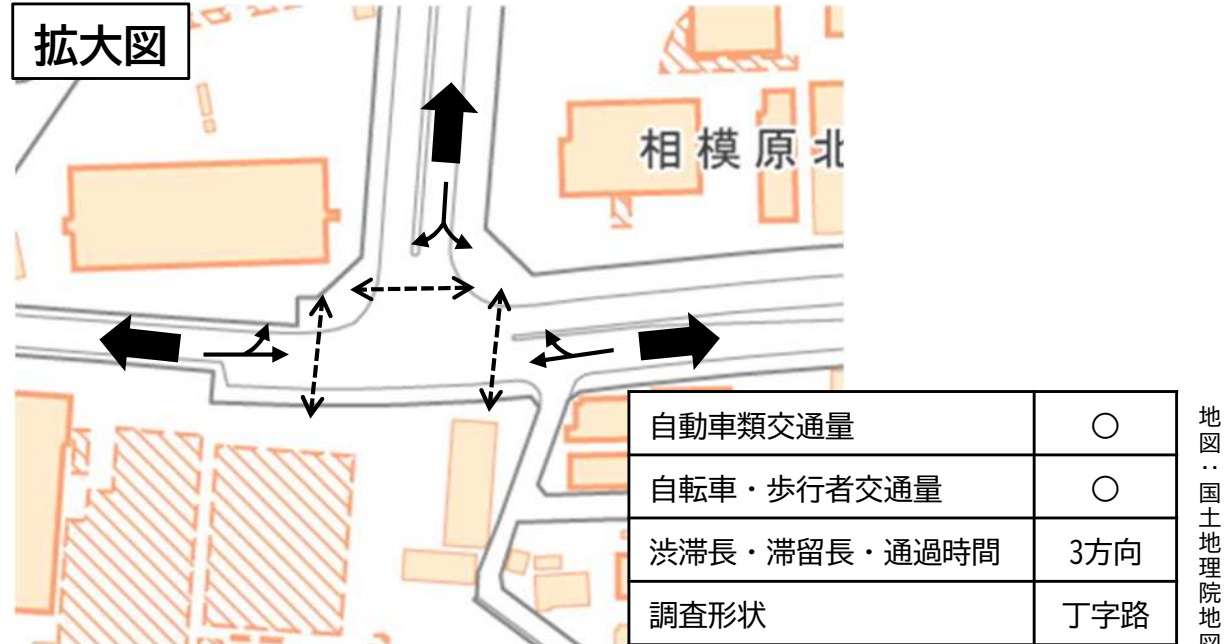
拡大図



No.9 (交) 西橋本5丁目



No.10 (交) 相模原北署前

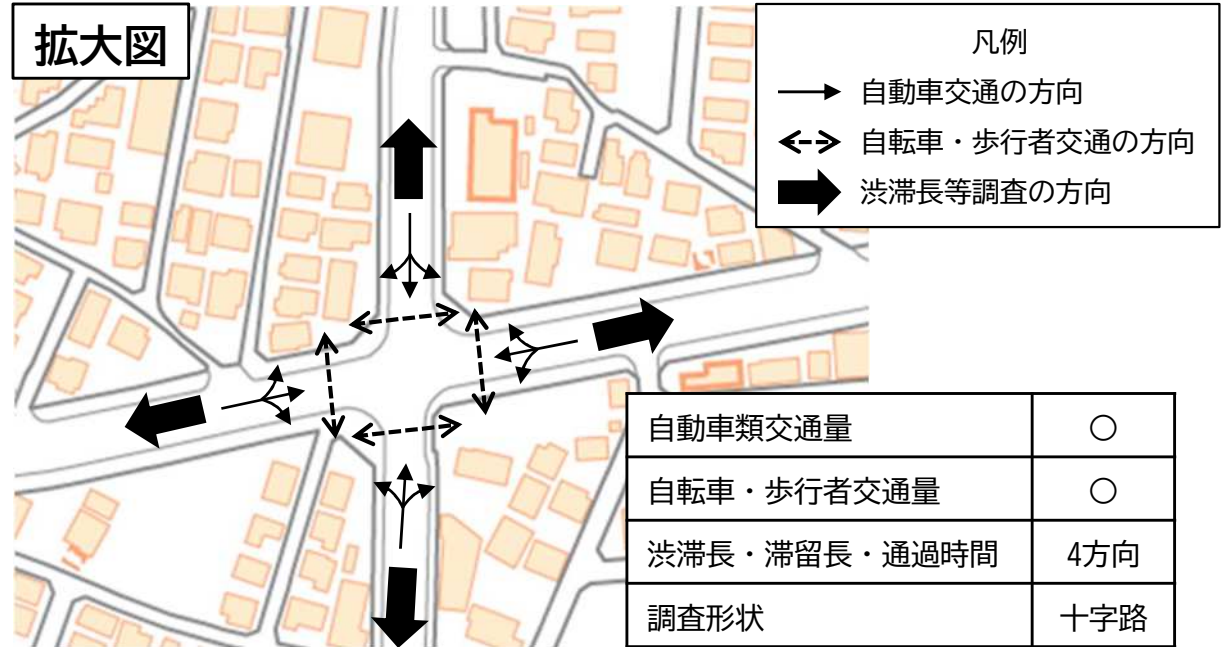


No.11 (交) 二本松小学校入口

案内図



拡大図

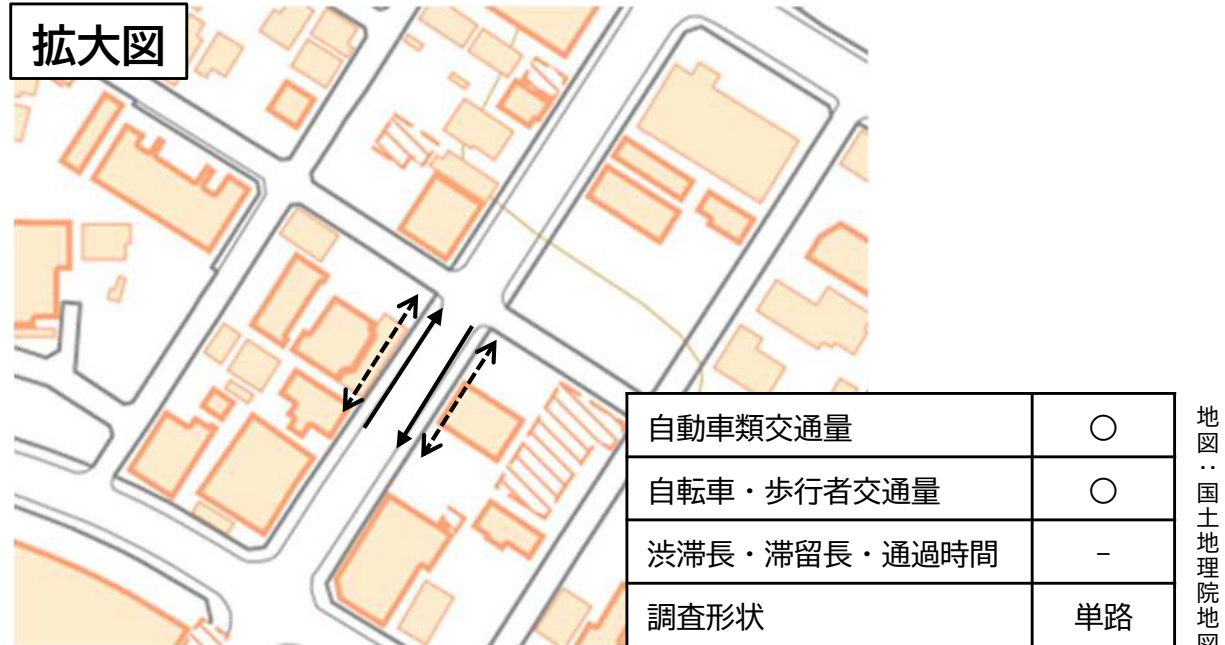


No.12 (単) 県道505号(緑区橋本6丁目221-6地先)

案内図



拡大図

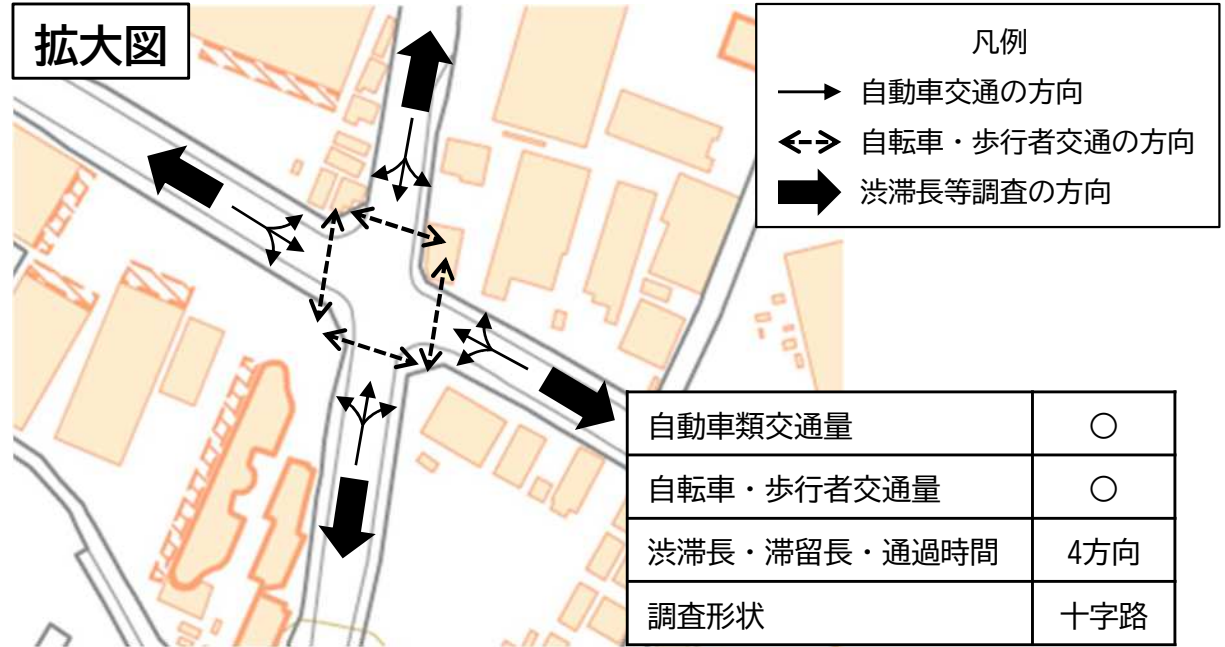


No.13 (交) 中ノ原

案内図



拡大図

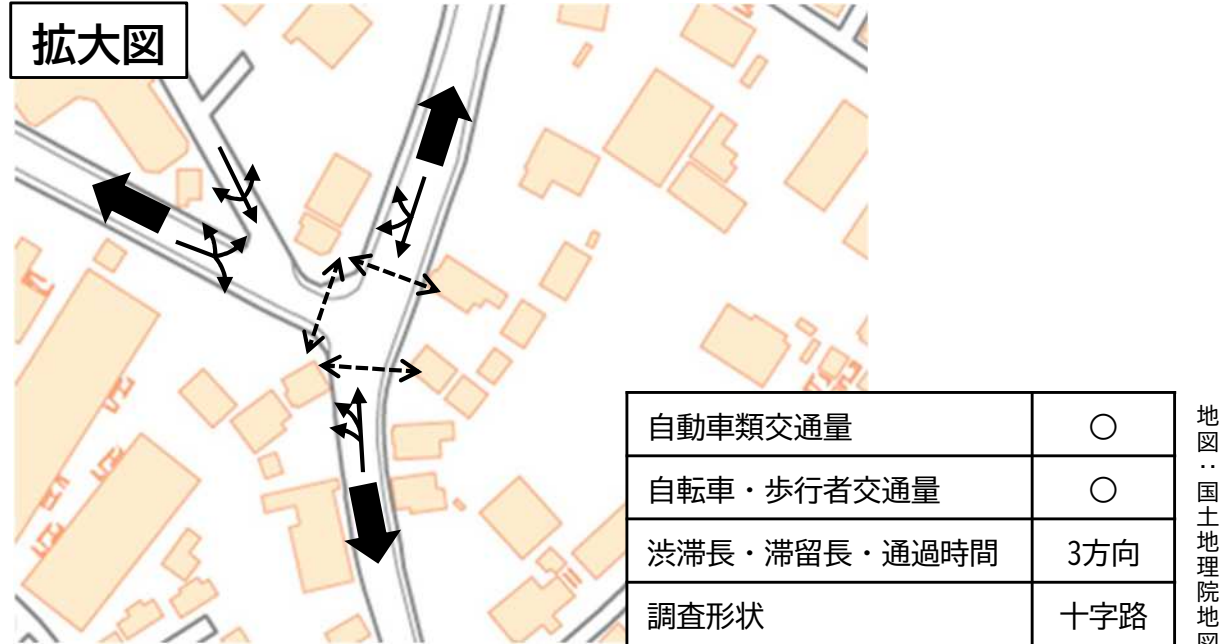


No.14 (交) 塚場

案内図



拡大図



No.15 (交) 九沢橋

案内図



拡大図

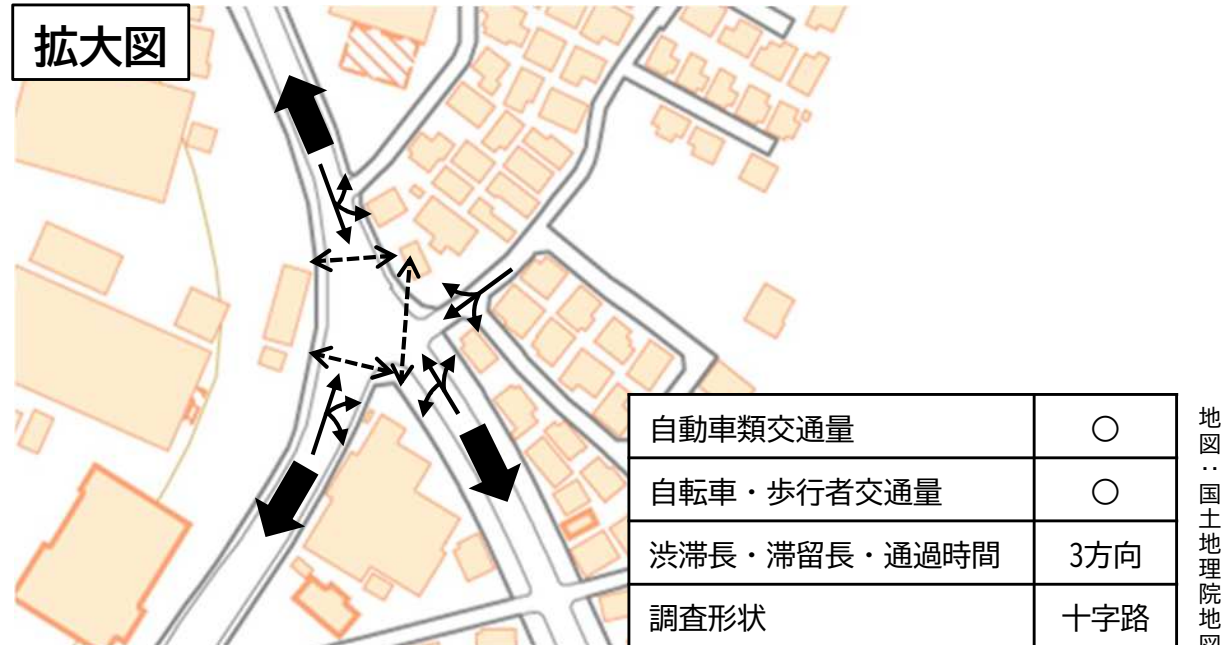


No.16 (交) 葛輪

案内図



拡大図

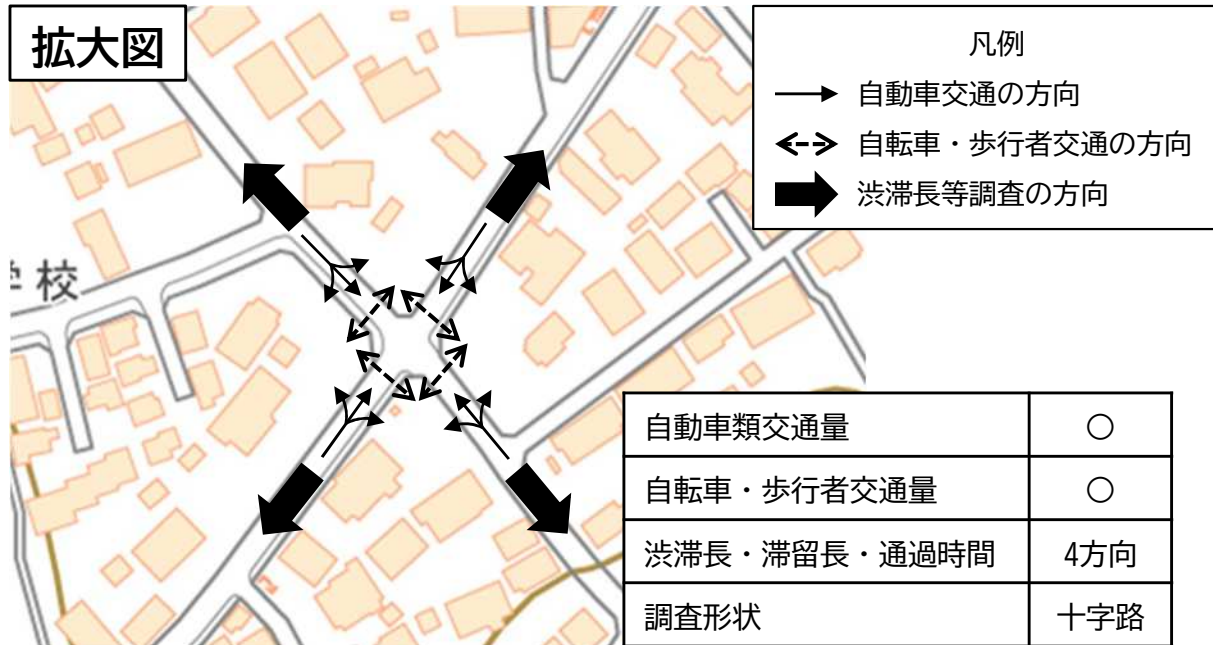


No.17 (交) 上四ツ谷 (中央区田名4585-1地先)

案内図



拡大図

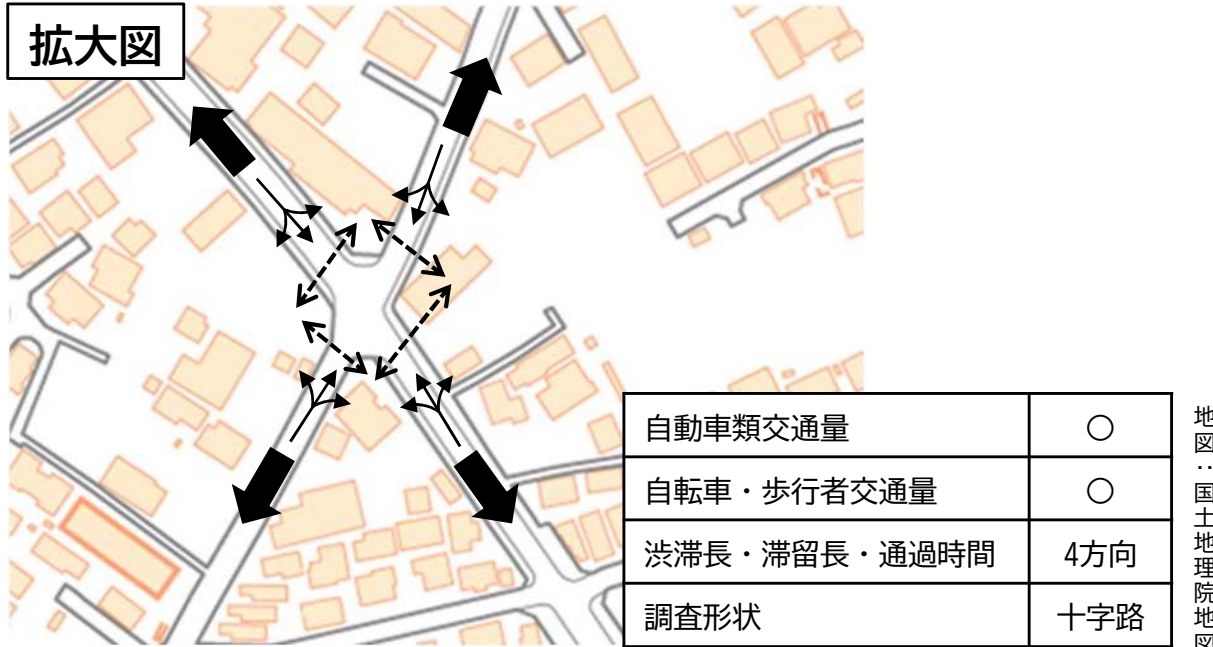


No.18 (交) 堀之内

案内図



拡大図



No.19 (単) 市道南橋本青葉 (中央区富士見5丁目5317-1地先)



No.20 (交) 新磯橋入口

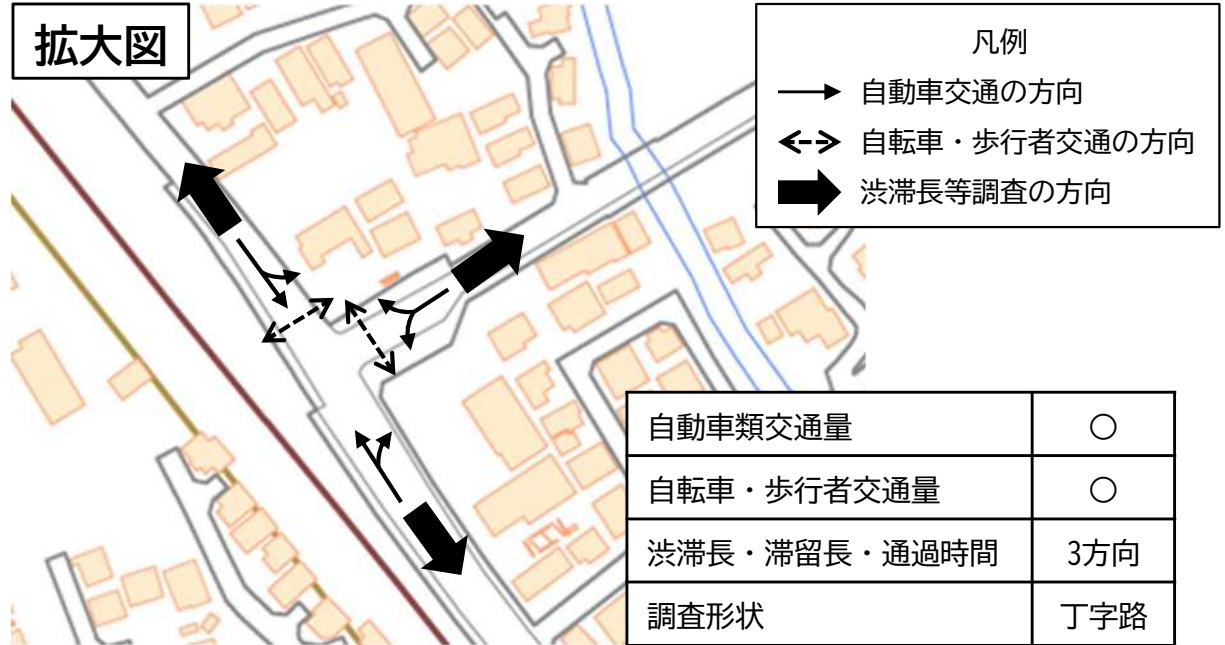


No.21 (交) 相陽中前

案内図



拡大図



No.22 (交) 新磯踏切東側 (南区磯部185-18地先)

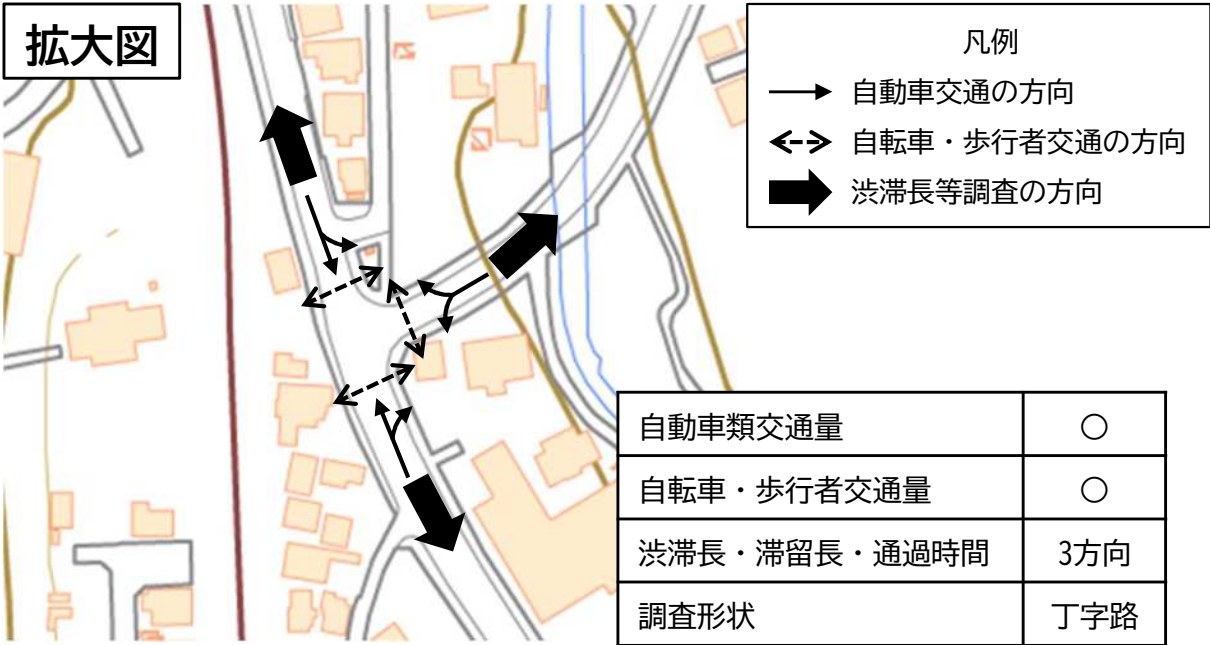
案内図



拡大図



No.23 (交) 上磯部



No.24 (交) 市南区合同庁舎前

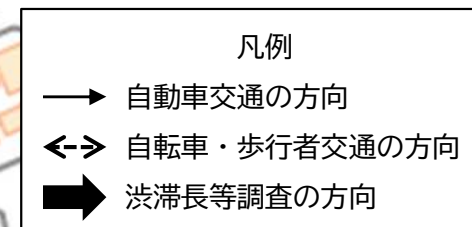
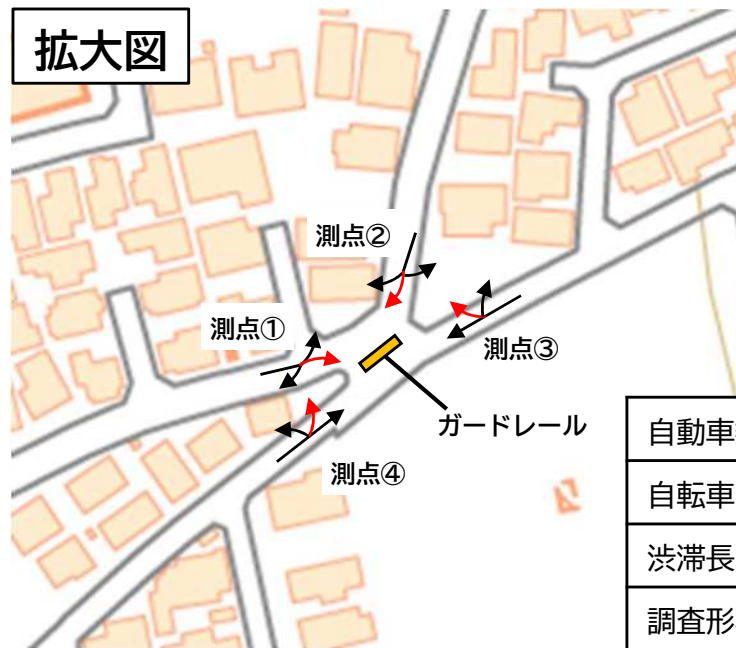


No.25 (単) 県道51号(南区相模大野5丁目4090-4地先)



No.26 (単) 県道51号(南区南台3丁目4994-19地先)





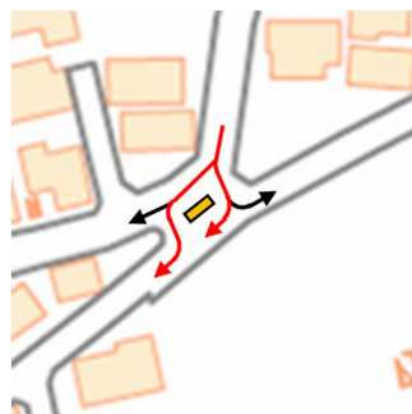
自動車類交通量	○
自転車・歩行者交通量	-
渋滞長・滞留長・通過時間	-
調査形状	五差路

地図…国土地理院地図

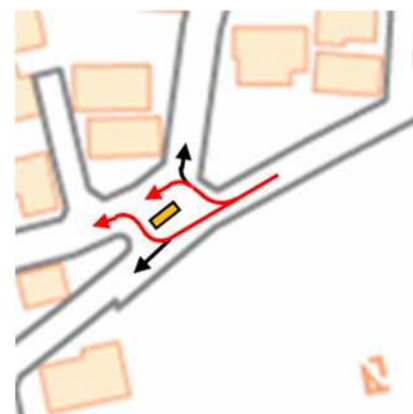
【測点①の観測方向】



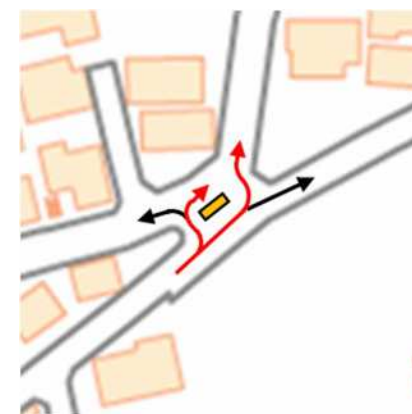
【測点②の観測方向】



【測点③の観測方向】



【測点④の観測方向】



別図15 調査地点案内図の作成例

